堺市立平井中学校 校長 一塚 鉄男

非常変災時の登下校について

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難します。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- ○原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、 保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。
 - ○特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁 の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させて ください。
 - ○局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください

【大雨警報が発令されている場合】

1. 登校前

- ○午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している(一部運休は除く)場合は、臨時休業とします。
- ○<u>線状降水帯の発生が予想され、子どもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の</u> 条件を満たしていなくても、全市一斉臨時休業とすることもあります。

その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

2. 始業後

○気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- 特別警報・大雨警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

○雷が収まるまで自宅で待機してください。一般的には、最後の<u>雷鳴から20分以上経過すれば、</u> 雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

- ○屋外での活動を中止し、雷が収まり20分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。
- ○下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

- ○堺市域(一部でも)に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- ○震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- ○状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

〇子どもの安全を確保し、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させます。 また、状況によっては保護者に連絡をします。

【津波警報が発令されている場合】

★各家庭で津波が発生したときに、<u>とるべき行動や避難場所等をあらかじめ話し合って</u> おいてください。

1. 登校前

○津波避難地域内の学校においては、堺市に大津波警報が発令された場合、臨時休業とします。

2. 始業後

- ○ただちに授業を打ち切り、子どもの安全を確保し、避難目標に向かって避難誘導(水平避難)します。
- ○引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所(学校)で子どもを保護します。